

## 江迎地区地域学校協働活動実施要項

### (通則)

江迎地区における学校と地域社会が連携・協働し、子どもたちを対象に取り組む教育活動  
(以下「地域学校協働活動」という。)の実施に係る必要な事項について本要項で定めるものとする。

#### 1. 目的

江迎地区コミュニティ・スクールが目指す共育目標の実現に向けて、学校と地域との協働による具体的な地域学校協働活動を実践し、地域総ぐるみで子どもたちに多様な教育・学習機会を提供しながら、その健全な育成に資することを目的とする。

また、子どもたちの育みはもちろん、参画者自身の生涯学習の推進と参画者間の関係性の強化による地域コミュニティ形成に寄与するものとする。

#### 2. 活動の内容

地域学校協働活動は次により実施する活動をいう。

- (1) 学校の教育活動を江迎地区住民が支援する取組(学校支援ボランティア活動)
- (2) 地域活動を学校や教職員が支援する取組
- (3) 放課後の子どもたちに対する教育活動を学校と地域が協働して実現する取組
- (4) その他、江迎地区地域学校協働本部が認める取組

#### 3. 活動の実施主体

地域学校協働活動の実施主体は江迎地区地域学校協働本部(以下「本部」という。)とする。

#### 4. 人材の配置

地域学校協働活動は、多くの江迎地区住民の参画が得られるよう努めるものとし、実際活動においてはその活動が円滑かつ効率的に展開できるよう、適切な人材を配置するものとする。なお、配置する人材は共育サポーターとする。

#### 5. 人材の確保(共育サポーター登録制度)

本部は、円滑かつ継続的な地域学校協働活動を実施するために「共育サポーター登録・活用制度」を設け運用する。なお、「共育サポーター登録・活用制度」の詳細は別に定める。

#### 6. 庶務

地域学校協働活動の庶務は本部において処理する。

#### 7. その他

地域学校協働活動の実施にあたり必要な事項は本部が別に定める。

附 則 1 この要項は令和4年4月1日から施行する。